明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件
（財務・農林水産・経済産業五）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件
（農林水産一二八八）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　四六